

地方自治法案要綱

第一 総括的事項

- 一 地方自治法において地方公共団体とは、普通地方公共団体及び特別地方公共団体というものとすること。
- 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村、特別地方公共団体は、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び新設区というものとすること。
- 二 普通地方公共団体及び特別市に対する事務の委任は、将来においては、法律又は政令によらなければならぬものとする。
- 三 都は、基礎的の地方公共団体でなく、道府県と同様に基礎的の地方公共団体たる市町村とを包括する地方公共団体とすること。
- 四 市を設けし又は町村を市としようとするときは、その地方公共団体は人口三万以上を有し、且つ、都市的形態を具えていなければならぬものとする。

五 ^{法律又は政令} 法令により都道府県に委任された国の事務に関する都道府県の条例及び規則は、法律の定めるところにより ^{刑罰に処するに妨がらぬこととする} 刑罰に処するに妨がらぬものとする。

第二 選挙に関する事項

- 一 選挙権及び被選挙権の欠格条件を整理し、禁治産者、準禁治産者及び徳性又は禁錮の刑に処せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者に限り選挙権及び被選挙権を有しなぬものとする。
- 二 町村において市と同様に、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができるものとする。
- 三 都道府県の各種選挙は、これを同時に行うことができるものとする。
- 四 普通地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了に因る選挙は、任期満了前これをを行うことができるものとする。但し、その任期満了の日前六